

IV 感染症にかかったら・・・

学校において予防すべき感染症にかかった場合は、学校保健安全法及び同法施行規則に基づき、生徒本人の十分な休養と他の生徒への感染防止のため、学校長の指示により「出席停止」となります。「出席停止」期間中は、出席すべき日数から除外され、欠席にはなりません。表にある感染が分かったら直ちに、担任及び保健部に連絡をしてください。定められた出席停止の期間を守って、完全に治ってから登校するようにしてください。

出席停止の手続きの際には、医師の証明が必要となります。ただし、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、保護者による「り患・休養届」となります。

◆学校感染症と出席停止の基準◆

※以下の感染症は、代表的な感染症のため一概には言えず症状により個人差があるため、出席停止可否や基準は受診した病院の医師の指示に従うこと

分類	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ熱、ジフテリア、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）	治癒するまで
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群（MERS）	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症腸チフス	
	パラチフス、流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	※ 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
※ 『その他の感染症』についての扱い：条件によっては第三種の感染症として、出席停止の措置が必要と考えられるもののため、上の基準はめやすである。したがって、必ず医師に登校可能かを確認し学校に相談すること。		

【 出席停止の手続き 】

* 「インフルエンザによる出席停止のお知らせ」「新型コロナウイルス感染症による出席停止のお知らせ」「学校感染症による出席停止のお知らせ」手続に関する用紙は、日吉ヶ丘高校のホームページの『保健部より』からダウンロードし、プリントアウトすることができます。

インフルエンザ・
新型コロナウイルスの場合

その他の学校において予防すべき感染症の場合

診断されたら、すぐに担任に連絡する。

医師の登校許可が出るまで、学校を休み、休養する。

『インフルエンザり患・休養届』・
『新型コロナウイルス感染症り患・休養届』
の部分を保護者に記入・押印してもらい、
登校時の朝に保健室に提出する。
* 医師に記入してもらう必要はありません。

『学校への報告書』の部分を医師に記入・押印
してもらい、保健室に提出する。
* 医師の記入なので、文書料が必要な場合があります。
* 『学校への報告書』の代わりに医師の診断書でも可。

< 見本 >

「学校感染症による出席停止届」の用紙に正しく記入し、保健室で確認してもらい、“保健部④”をもらう。右の<見本>参照

担任に提出する。

手続き完了

(担任用) 保健部→生徒→担任

学校感染症による出席停止届			
発症日	月	日	曜日
出席期間	月	日	曜日から
	月	日	曜日 時限まで
生徒番号	氏 名		
理由	インフルエンザ ・ 麻しん ・ 風しん 感染性胃腸炎 ・ 流行性耳下腺炎 ・ 水痘 新型コロナウイルス ・ その他 ()		
保健部印	担任印		
④	④		

・必ずボールペンで記入すること。
・訂正のあるものは無効となるので、注意すること。
・保健部印→担任印で確認印をもらうこと。
すみやかに担任に提出すること。

(教務部用) 保健部→生徒→担任→教務

学校感染症による出席停止届			
発症日	月	日	曜日
出席期間	月	日	曜日から
	月	日	曜日 時限まで
生徒番号	氏 名		
理由	インフルエンザ ・ 麻しん ・ 風しん 感染性胃腸炎 ・ 流行性耳下腺炎 ・ 水痘 新型コロナウイルス ・ その他 ()		
保健部印	担任印		
④	④	教務部に提出	

・必ずボールペンで記入すること。
・訂正のあるものは無効となるので、注意すること。
・保健部印→担任印で確認印をもらうこと。
すみやかに担任に提出すること。